

砥 部 町 議 会
平成 2 3 年 第 4 回 臨 時 会
会 議 録

平成23年第4回臨時会 会議録

招 集 年 月 日	平成23年11月29日																			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂																			
開 会	平成23年11月29日 午前11時00分 議長宣告																			
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 番 佐々木隆雄</td> <td style="width: 33%;">2 番 森永茂男</td> <td style="width: 33%;">3 番 松崎浩司</td> </tr> <tr> <td>4 番 大平弘子</td> <td>5 番 西岡利昌</td> <td>6 番 山口元之</td> </tr> <tr> <td>7 番 政岡洋三郎</td> <td>8 番 栗林政伸</td> <td>9 番 西村良彰</td> </tr> <tr> <td>10 番 土居英昭</td> <td>11 番 宮内光久</td> <td>12 番 井上洋一</td> </tr> <tr> <td>13 番 中村茂</td> <td>14 番 中島博志</td> <td>15 番 平岡文男</td> </tr> <tr> <td>16 番 三谷喜好</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		1 番 佐々木隆雄	2 番 森永茂男	3 番 松崎浩司	4 番 大平弘子	5 番 西岡利昌	6 番 山口元之	7 番 政岡洋三郎	8 番 栗林政伸	9 番 西村良彰	10 番 土居英昭	11 番 宮内光久	12 番 井上洋一	13 番 中村茂	14 番 中島博志	15 番 平岡文男	16 番 三谷喜好		
1 番 佐々木隆雄	2 番 森永茂男	3 番 松崎浩司																		
4 番 大平弘子	5 番 西岡利昌	6 番 山口元之																		
7 番 政岡洋三郎	8 番 栗林政伸	9 番 西村良彰																		
10 番 土居英昭	11 番 宮内光久	12 番 井上洋一																		
13 番 中村茂	14 番 中島博志	15 番 平岡文男																		
16 番 三谷喜好																				
欠 席 議 員	なし																			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職、 氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">町 長</td> <td style="width: 33%;">中村 剛志</td> <td style="width: 33%;">副町長</td> <td style="width: 33%;">佐川 秀紀</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>佐野 弘明</td> <td>総務課長</td> <td>原田 公夫</td> </tr> <tr> <td>企画財政課長</td> <td>松下 行吉</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		町 長	中村 剛志	副町長	佐川 秀紀	教 育 長	佐野 弘明	総務課長	原田 公夫	企画財政課長	松下 行吉								
町 長	中村 剛志	副町長	佐川 秀紀																	
教 育 長	佐野 弘明	総務課長	原田 公夫																	
企画財政課長	松下 行吉																			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平																			
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。																			
議員の指名	11番 宮内光久 12番 井上洋一																			
傍聴者	1人																			

平成23年第4回砥部町議会臨時会 議事日程

平成23年11月29日（火）午前11時00分開議

・開 会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第51号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

・閉 会

平成23年第4回砥部町議会臨時会
平成23年11月29日(火)
午前11時00分開会

○議長(中島博志) ただ今の出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成23年第4回砥部町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。町長より招集のご挨拶を願います。中村町長。

○町長(中村剛志) 臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は公私ご多忙のところ、第4回臨時会にご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。さて、先日国の3次補正予算が成立しました。復興を支える体制が資金面で整い、これから復興計画に沿って施策を展開することになりますが、一日も早い復興のため、鋭意努力していただきたいと思います。さて、本日の臨時会でございますが、人事院勧告に伴います給与改定について提案させていただいております。詳細に説明させていただきますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申しあげまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(中島博志) 日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、11番宮内光久君、12番井上洋一君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(中島博志) 日程第2会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。本臨時会は昨日開催しました議会運営委員会において、本日1日に決定しました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長(中島博志) 日程第3諸般の報告を行います。まず地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。

次に、監査委員より10月末現在までの例月現金出納検査については良好であった旨の報告がありました。

次に、議員派遣について、11月10日に徳島県鳴門市の鳴門市文化会館で開催された第52回四国地区町村議会議長会研修会に全議員が参加し、防災システム研究所所長山村武彦氏、並びに作家の瀬戸内寂聴氏の講演を聴講しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第51号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（中島博志） 日程第4議案第51号砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第51号砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。平成23年11月29日提出、砥部町長中村剛志。

提案理由でございますが、7ページ、最後でございますが、平成23年11月2日に出された愛媛県人事委員会の勧告に鑑み、職員の給与の額を減額する措置を講ずる必要があるため、提案するものである。元に戻りまして、1ページでございますが、条例改正の内容をご説明を申し上げます。第1条としまして、砥部町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第1条第2項を削る。別表第1を次のように改める。ということで、別表第1を改めております。5ページへ参りまして、砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。第2条、砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を、次のように改正する。内容としましては、給与構造改革に伴う調整率を定めております。続きまして6ページ、第3条でございます。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。内容としましては、給与構造改革における経過措置額でございます。24年度は2分の1、上限を1万円で減額をするという内容でございます。附則としまして、施行期日、この条例は平成23年12月1日から施行する。第3条の規定は、平成24年4月1日から施行する。2項としまして、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置でございます。これにつきましては、1号としまして、調整額と言う内容でございますが、減額対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特地勤務手当、管理職手当、及び初任給調整手当の月額から、合計額に100分の0.38を乗じて得た額を、額それに7ページへ参りまして、2号としまして、23年6月1日において、支給された期末手当、勤勉手当の合計額に同じく100分の0.38を乗じて得た額、これを調整額として減じて支給するという内容でございます。3項につきましては企業職員についても同じ適用をするというものであります。4項につきましては、23年4月1日前に55歳に達した職員に対する読み替え規定を明記しておるものでございます。以上で議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（中島博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番佐々木隆雄君。

○1 番（佐々木隆雄） 私あの、提案理由のところ、どうしても引っかかりますので、お聞きしたいんですが、愛媛県の人事委員会の勧告があったと、そしてそれを受けて減額する措置を講ずる必要があると、必要があるというふうな表現しておりますが、これは例えば法的な根拠があって、こういう表現になっているのかどうか、その辺を明らかにしてほしいと言うふうに思います。

○議長（中島博志） 総務課長。

○総務課長（原田公夫） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。公務員の給料につきましては、人事院勧告に基づいて労働権の制約とかそういったものを含めまして、勧告に従ってやっていくというような内容になっております。そういったことを考えまして、人事院勧告を重視して、今回減額をするというものでございまして、公務員に与えられたある意味仕事をするために、人事院の勧告はある程度はきちんとなさなければならないということがあろうかと思っております。そういったことにおきまして、人事院勧告を従わない場合には、国全体の問題ではございますが、地財計画におきまして、公務員の給与が、従わずにそれなりにするのであれば、その市町村は裕福であるということで、最終的には地方交付税等の減額措置とかいったような内容にも関わってくるということもございまして、意図を、的を得た回答になってないかもしれませんが、佐々木議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中島博志） 1 番佐々木隆雄君。

○1 番（佐々木隆雄） 減額措置があるというふうなことを言われましたが、これまあ先ほどの全員協議会でも質問があったかと思っておりますけれども、同じことをお聞きしたいと思います。仮に今回、これに従わなければ、じゃあ来年度、実際にどうなるのかと。数字で、まあ出せるのかどうかわかりませんが、実際に例えば、今年はこれに従いませんと言うことになった場合に、砥部町に交付金がどんだけ入らなくなるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（中島博志） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 佐々木議員のご質問ですが、交付税については24年度の交付税は24年の6月末から7月の初めにかけて計算いたしますので、具体的にここから減ったとかいうことをご回答は出来かねます。それと、人事勧告を行わなかった場合に、そういうペナルティがあるかどうかということなんですが、今までの事例としては、そういうのが私の知ってる限りではございませんので、この勧告通り勧告を行わなかった場合にどうなるかというのはですね、そういうことが、先ほど総務課長が申したようなことがあるやもしれませんが、はっきりとした確固たるものはないと思っております。ただ一つだけ言えることはですね、人事院勧告というのは、世間一般に見て公務員の給料はこうあるべきものということで出されております。それを、その勧告に従うというのはですね、一般的な流れの中では、従っていくのが正しい判断ではないかというふうには思われますが、以上でございます。

○議長（中島博志） 他に質疑ありませんか。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（中島博志） 討論なしと認めます。

議案第51号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中島博志） 異議なしと認めます。よって、議案第51号砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正については可決されました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶を願います。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には慎重にご審議を賜り、ご議決いただきましたことに心から感謝とお礼を申し上げます。今様々な分野において、国民を取り巻く環境は日増しに厳しくなっております。税制改革、社会保障改革など、どのような方向に進んでいくのかわかりませんが、将来に期待が持てるものでなければ国民は納得できません。国民の議論に耳を傾け、国民の目線で将来の舵取りをしていただきたいと思います。さて、師走を前に朝晩の冷え込みが一段と厳しくなってきました。インフルエンザも気になるところでございます。健康には十分に留意していただき、公私に渡り活躍されますことをご祈念申し上げ、お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中島博志） 以上をもって、平成23年第4回砥部町議会臨時会を閉会します。

午前11時15分閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員